令和9年度岡山市公立園集金キャッシュレス決済業務

質問と回答

幼保運営課

NO	質　問	回　答
1	仕様書案5（4）決済手数料 決済手数料は、キャッシュレス決済1件ごとに計算し、月ごとに合計する方式としております。1決済あたりの手数料は、決済金額に決済手数料を乗じた金額に、トランザクション処理料を加算した金額とし、当該金額に1円未満の端数がある場合は切り上げております。 その後の上記金額に消費税および地方消費税を加算し、1円未満の端数がある場合は切り捨てております。 上記のような、現仕様ですと弊社は頂いた仕様を満たさない取り扱いとなりますでしょうか？	決済手数料の計算方法については、仕様書案5（4）に記載のとおりです。